

## 青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱

### 第1条 事業の目的

本事業は、他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする者に対し、就職の際に必要な経費にかかる支援金（以下「就職支援金」という）を貸し付ける事業を実施し、青森県内の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

### 第2条 実施主体

本事業は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が行う。

### 第3条 貸付対象者、貸付額及び貸付回数

- 1 貸付対象者は、他業種で働いていた方等で、青森県内に住民登録している者又は青森県内に所在する事業所又は施設に主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下「障害福祉職員」という）として就労した者、若しくは就労を予定している者であって、次の（1）から（3）の基準の全てを満たす者とする。

- （1）介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示538号）第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4項に規定する障害者居宅介護従業者基礎研修、同条第5項に規定する重度訪問介護従業者養成研修（基礎及び追加又は統合若しくは行動障害支援のいずれかの課程を受講すること。）、同条第6項に規定する同行援護従業者養成研修（一般、応用を受講すること。）及び同条第7項に規定する行動援護従業者養成研修のいずれかを修了した者。

なお「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知）の第6における「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」又は「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「福祉系高校修学資金貸付事業」等の実施について」（令和3年5月7日社援基発0507第1号）の別紙2における「介護分野就職支援金貸付事業」の貸付けを受けたことがある者を除く。

- （2）障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）（以下「身体障害者福祉法」という。）第4条の2に規定するサービスをいう）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、障害福祉職員として就労した者若しくは就労を予定している者。

(3) 県社協が定める様式による障害福祉分野就職支援金利用計画書（以下「就職支援金利用計画書」という。）を提出した者。

2 貸付額は、障害福祉職員として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものとして、200,000円と貸付対象者が県社協に提出した就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とし、就職支援金利用計画書により用途を確認した上で支給する。

なお、1(2)に掲げる事業所への就職と同時に1(1)に掲げる研修を受講する場合においては、研修修了後に研修修了証を提出することを要件に、研修修了前に就職支援金を貸し付ける。なお、この場合、第7条の1の「障害福祉職員として就労した日」を、「研修を修了した日」に読み替えるものとする。

① 子どもの預け先を探す際の活動費

② 障害福祉に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費

③ 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費

④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費

⑥ その他、県社協会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

#### 第4条 貸付方法及び利子

1 本事業による貸付けは、県社協会長と貸付対象者との契約により行うものとする。

2 利子は、無利子とする。

3 貸付金の交付は、一括で行うものとする。

#### 第5条 保証人

1 本事業による貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の保証人は法定代理人でなければならないものとする。

2 保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

#### 第6条 貸付契約の解除

県社協会長は、貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

#### 第7条 返還の債務の当然免除

県社協会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

当該要件については、本事業による貸付けを受けた者が、地域の福祉・介護人材として定着するという本事業の本来の趣旨を達成することを目指して置かれているものであり、県社協は本事業による貸付けを受けた者がこれら要件を満たすことができるよう、就労継続に当たっての相談支援などを行うよう努めるものとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、貸付けを受けた者に対して、県社協会長が定める時期に現況届の提出を求め、貸付けを受けた者の就労状況等について、定期的に把握するよう努めるものとする。

1 第3条の1の(2)の障害福祉職員として就労した日から、青森県内において、2年の間、引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、青森県外において障害福祉職員の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入することができる。

なお、前述の「2年」の計算については、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上とする他、障害福祉職員の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めるものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

また、障害福祉職員の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（例えば育児休業等により第7条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指す、以下同じ。）により障害福祉職員の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、障害福祉職員の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

2 障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき。

## 第8条 返還

本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から2年の期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

なお、返還の適用に当たっては、障害福祉職員の業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、返還の適用の前に貸付けを受けた者の就労継続に当たっての相談支援等を行い、第7条の貸付額に係る返還の債務を免除できるよう促すことに努めるものとする。

1 貸付契約が解除されたとき。

2 青森県内において、障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。

- 3 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

#### 第9条 返還の債務の履行猶予

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- 1 青森県内において障害福祉職員の業務に従事しているとき。
- 2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

#### 第10条 返還の債務の裁量免除

- 1 県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき

- ・返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

- ・返還の債務の額の全部又は一部

(3) 青森県内において180日以上、障害福祉職員の業務に従事したとき

- ・返還の債務の額の全部又は一部

- 2 返還の債務の裁量免除の適用に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。

また、1（3）における返還の債務の裁量免除は、本事業が障害福祉職員の業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に貸付けを受けた者の就労継続に当たっての相談支援などに行い、第7条の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めること。なお、適用に当たっては、機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用すべきものであること。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。

(2) 裁量免除の額は、青森県内において、障害福祉職員の業務に従事した期間を、360日で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

## 第 11 条 延滞利子

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

## 第 12 条 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は青森県との調整のうえ、県社協会長が別に定める。

## 附則

この要綱は、令和 4 年 1 月 18 日から施行する。